

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行爲の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針									
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、町全体の経済活動に大きな支障をもたらした、町内産農産物に対しては風評被害がなおも続いている。 町では新たな農作物の導入等の農業振興策を促進するとともに、風評の影響が少ない育苗を行う事業者を誘致するための羽田産業団地を整備し、地元農業者の雇用の場の確保や農業の活性化を目指す。 また、町内全域において除染による農地の復旧を進めているところであるが、特に農業が基幹産業である山木屋地区は「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に指定されており、すべての農作物の作付は採取・収穫・出荷等が制限されている状況である。 同地区では現在国の直轄除染が進められているが、除染と一体的に行う暗渠排水・用排水路の整備など、営農条件を向上させるための農業基盤整備を早急に推進する。またとともに、除染が完了した地区より順次農地保全組合を立ち上げ、農地の荒廃抑制に取り組む。 さらに、営農が可能となっても営農を再開しない農業者が出ることが予想されることから、将来的に営農が難しい農地については、営農組合や担い手への農地利用集積を積極的に進め、農業の復興、及び生産性の高い農業経営の実現を目指す。 なお他方、大震災やその後の長期避難により山木屋地区の商業、行政等公益的機能を喪失したしていることから、役場出張所、診療所機能等を有する現在検討している複合施設については、地域の中心地に整備し、農業者等に安心して帰還・営農を選択してもらえるよう条件整備に取り組む。既存の診療所を当面の間、建物を修繕のうえ、住民の帰還にあわせて再開を目指すこととするとともに、新たに、町役場出張所、地域のコミュニティ機能を含めた商業施設、健康増進施設等を山木屋地区の公的機関等が集中する中心地に段階的に整備し、山木屋地区への住民の帰還促進、帰還後の生活再建、地域活性化を目指す。 なお、住民の帰還後は、これらの施設を活用し、地元の帰還者と外部の方との交流を進め山木屋地区の現状を外に発信するとともに、地元資源の新たな開発など農業をはじめとする産業の復興を進める。 また、そのこれら整備する施設のランニングコストを賄うため、先行して山木屋地区に整備した大規模太陽光発電設備を整備し、施設の売電収益を活用するとともに、効率的に施設を運営できるよう努める。									
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）									
計画的避難区域に指定された山木屋地区の農業の復興を図るため、農業生産性の向上及び担い手農家への農地利用集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指し、暗渠排水、用水路及び排水路の整備を行う。 <table><tr><td>整備面積</td><td>A＝240ha</td></tr><tr><td>暗渠排水工</td><td>A＝220ha</td></tr><tr><td>用水路工</td><td>L＝37km</td></tr><tr><td>排水路工</td><td>L＝31km</td></tr></table>		整備面積	A＝240ha	暗渠排水工	A＝220ha	用水路工	L＝37km	排水路工	L＝31km
整備面積	A＝240ha								
暗渠排水工	A＝220ha								
用水路工	L＝37km								
排水路工	L＝31km								

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
--

放射性物質に汚染された農地を除染より元に戻し、単なる復旧にとどまることなく、地域の合意形成を図り農業施設の基盤整備を実施することにより、農業振興地域にある農地を優良農地として確保する。また耕作放棄地の発生を抑制し、農地の確保・有効利用を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

被災した農地約782haは、農地として復旧・復興することを基本とし、そのうち220haについては、農業施設の基盤整備を実施することにより、農地の集約化・大規模化・高付加価値化による利用効率向上を図る。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

（注）（1） 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

（2） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積				事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					うち 農地 面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積					
A 地区	羽田	羽田産業団 地整備事業	産業用地	2.7ha	2.7ha	2.7ha	－ha (2.7ha)	川俣町	H 2 6	－	都市計画 区域外	
B 地区	山木屋	山木屋地区太陽 光発電施設整備 事業	発電設備用 地	4.7ha	4.3ha	4.6ha	－ha (4.6ha)	かわまた復興発 電合同会社	H 2 6 ～ H 2 7	－	都市計画 区域外	
<u>C 地区</u>	<u>山木屋</u>	<u>山木屋地区復興 拠点（商業施設 等）整備事業</u>	<u>交流・商業 施設用地</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.7ha</u>	<u>－ha (0.6ha)</u>	<u>川俣町</u>	<u>H 2 7 ～ H 2 8</u>	<u>二</u>	<u>都市計画 区域外</u>	
計				<u>8.1ha</u> 7.4ha	<u>7.7ha</u> 7.0ha	<u>8.0ha</u> 7.3ha	<u>－ha (7.9ha)</u> －(7.3ha)					

※「うち農用地区域面積」は、農用地利用計画の変更前（下段）、変更後（上段）の面積を記載している。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等へ示すこと。

- （注）
- （1）本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - （2）「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - （3）「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - （4）「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - （5）「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A地区（羽田産業団地整備事業）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
汚水排水については、合併浄化槽で対応し、また雨水排水についても、一次、事業地区の貯留施設に溜め道路用側溝に排水するため、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については、付け替えし機能を維持することで管理組合と調整済みであるため、周辺農地での営農に支障が生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興整備計画（当初）において農用地利用計画を変更済み									

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	第一次農 業構造改 善事業	山木屋	川俣町	111.9ha	S46～ S48	0.7ha 圃場整備	完了	補助	当事業予定地は原子力災害を被った農地であること、また、日照、地形、電力線、作業道等の自然条件及び整備環境から検討し選定した。加えて、復興計画に基づく脱原発や再生可能エネルギーを推進するため選定した。 当地区に太陽光発電施設を整備し、その売電収益は帰還の拠点、生活の拠点となる複合施設の維持管理費に活用する。 なお、農業委員会へは6月の定例会において説明済みである。 また、地権者と町、企業出資による合同会社が賃貸契約を締結する予定である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
設置する工作物は低層であるため、日照上の影響はない。また、用排水路については、事業区域外に位置することから周辺農地へ及ぼす影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興整備計画（当初）において、農用地利用計画を変更済み。									

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：C地区（山木屋地区復興拠点（商業施設等）整備事業）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	第一次農業構造改善事業	山木屋	川俣町	111.9ha	S46～ S48	0.6ha 圃場整備	完了	補助	当該事業予定地は原子力災害を被った農地であること、また、国道114号沿い川俣中心部から南東約12kmの地点にあり、付近は診療所・郵便局・学校・日用品等を販売していた店舗などが集まっており、山木屋地区の「中心」ともいえる場所である。本施設利用者の利便性を確保する及び集客効果を高めるという観点から検討し最適な場所として選定した。加えて、本施設は東日本大震災及び福島第1原子力発電所事故からの復興のシンボルとして整備するため山木屋地区の「中心」ともいえる場所を選定した。 当施設の維持管理費には先に当地区に整備した太陽光発電施設の売電収益を活用する。 なお、農業委員会へは12月の定例会において説明済みである。 また、地権者と町は売買契約を締結する予定である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
設置する工作物は低層であるため、日照上の影響はない。また、施設から生じる生活雑排水については合併浄化槽による処理を行った後、敷地内の雨水排水については雨水貯留施設に一時的に貯水した後、それぞれ敷地内を縦断する一本の暗渠水路へ流入させるが、当該水路については既存の排水路に合流し、河川へ合流するまでに農業用水として用いられることはない。そのため、周辺農地へ及ぼす影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興整備計画（当初）において、農用地利用計画を変更済み。									

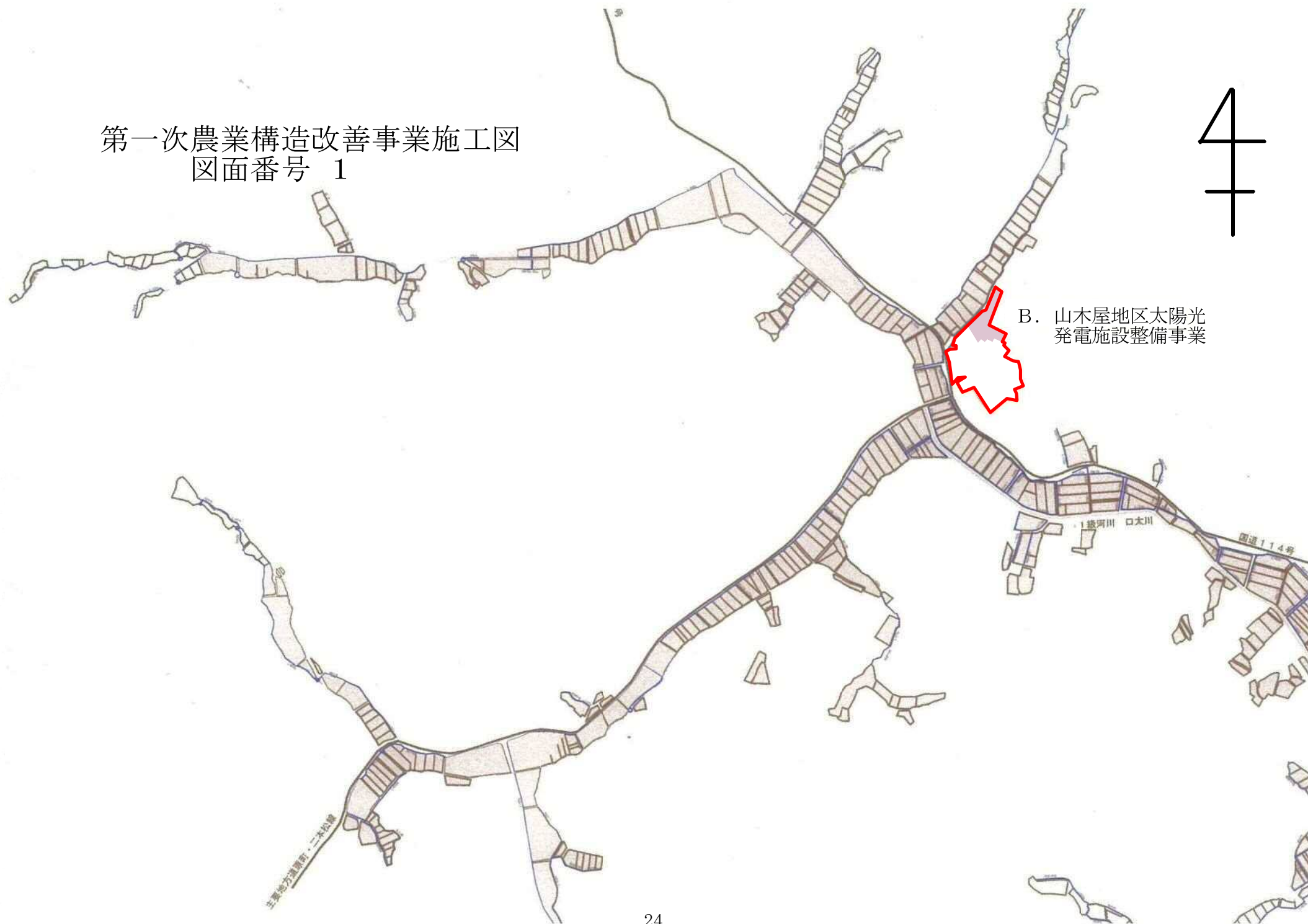
- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のもの
 であって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより

農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

第一次農業構造改善事業施工図
図面番号 1

4



第一次農業構造改革事業施工図
図面番号 2

口太川

国道 114 号

C. 山木屋地区復興拠点（商業施設等）
整備事業